

事 務 連 絡  
平成 30 年 7 月 17 日

岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、  
愛媛県、高知県、福岡県  
災害救助担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者行政担当）

#### 平成 30 年 7 月豪雨に係る応急仮設住宅について（その 2）

先般、事務連絡「平成 30 年 7 月豪雨に係る応急仮設住宅について」（以下「事務連絡」という。）を発出したところであるが、その解釈を明確にするために、以下の点に留意いただきますよう、御了知願いたい。

また、管内市町村に対して、先般の「平成 30 年 7 月豪雨に係る応急仮設住宅」の事務連絡に併せて、下記内容に関する情報提供をお願いする。

#### 記

##### 1. 事務連絡記の 1①について

「① 住宅の被害を受け、現在、避難所にいる方はもとより、ホテル・旅館、公営住宅等を避難所として利用されている方や、親族宅等に身を寄せられている方」と記載している趣旨は、現在いわゆる避難所にいなくても、ホテルや公営住宅等を避難所として利用している場合や親族宅等に身を寄せられている（避難している）場合であっても、応急仮設住宅に入居が可能であることを明確したものであること。

また、「住宅の被害」には、住家が全壊、全焼又は流出した場合、事務連絡記の 1②及び③の場合に限定されることに留意すること。

## 2. 事務連絡記の1②について

「② 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方」の「など」には、雨が降れば避難指示等が出るような場合を含み、「長期にわたり」とは対策に1ヶ月以上かかり自らの住居に居住できない場合を指す。

## 3. 事務連絡記の1③について

「③ 「半壊」（「大規模半壊」を含む。）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての再利用ができず、自らの住居に居住できない方の「住宅としての再利用ができず」の認定に当たっては、応急仮設住宅入居申請時に被災者からその旨を申請書等において記載していただく方法等が考えられること。

### 【担当】

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者行政担当）付  
鶴見、佐藤、堀田、篠原  
TEL 03-3593-2849（直通）